

平成30年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 平成30年3月28日(水)
午後2時30分
場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第14号 高岡の森弘前藩歴史館管理運営規則案
議案第15号 弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第16号 弘前市立公民館管理運営規則及び弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第17号 弘前市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則案
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 澤田 美彦 委員、
4番 佐々木 健 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、
学校指導課長 木村 文宣、教育センター所長 石川 みどり、
生涯学習課長 戸沢 春次、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 成田 正彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成30年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番前田幸子委員と4番佐々木健委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、議案が4件となっております。

・議案第14号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第14号高岡の森弘前藩歴史館管理運営規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第14号について説明します。高岡の森弘前藩歴史館の設置に伴い、管理運営に関して必要な事項を定めるため規則を制定するものです。

（以下、規則案の各条項について説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 第4条にある運営係について、人数と課での位置づけについて、第6条にある学芸員補という職の役目などについて、第10条の「障害」を通常弘前では「障がい」とひらがなで表記しますが法律上の表記でこのようにしているのか確認と、第11条の（2）の観覧料の減免の部分で教育長が定める額というのは例えばどのような場合で、金額はいくらなのかについて、第12条の3資料の特別使用の許可を与える場合において必要な条件を付することができるという点について必要な条件とはどのような場合なのかについて、第14条に寄贈する場合に、教育長に申請書を提出しなければならないと定めているが、せっかく寄贈しようとする人に対する表現としては上から目線のふさわしくない表現と思いますがその点について、附則の3にある、「・・・次に、次のように・・・」という表現について正しい表現なのか、以上伺います。

○文化財課長（成田正彦） 第4条の運営係について、係長と学芸員及び主事、嘱託職員を計9名で組織する予定です。次に学芸員補についてですが、博物館法に規定されており、学芸員の業務を補助する職となります。

障がい者の表現についてですが、法律の名称が漢字の表記となっているためそのままの表現となっております。

次に観覧料の減免における教育長が定める額ということについて、団体の料金扱いをする必要があるなど特別な理由で申し込みを受けた場合に、教育委員会で協議した額を減額することを想定しており、博物館と同様の規定としております。

資料の特別使用の許可を与える場合の条件についてですが、例えば閲覧する時間を制限するなど想定しております。

寄贈の部分ですが、市に対して寄贈の意思を明確にさせていただく必要があることから、法律用語として統一して博物館と同様の規定としております。

附則について、法規担当との打ち合わせの結果このような表現となったものです。

○1番（九戸眞樹委員） 学芸員補は置くことができるものなのでしょうか。当初から係員として配置する予定なのでしょうか。

○文化財課長（成田正彦） 通常の嘱託員として雇用する予定で、4名の嘱託員のうち2名について、学芸員資格レベルを持った人を配置する予定です。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第14号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第14号は可決されました。

・議案第15号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第15号弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第15号について説明します。提案理由は、新たに文化財施設とした高照神社馬場跡及び旧第五十九銀行本店本館の管理運営について必要な事項を定めるため所要の改正をしようとするものです。

（以下、新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 高岡の森弘前藩歴史館は、休館という表現でいいのでしょうか。

○文化財課長（成田正彦） 文化財施設条例は、様々な施設を含めているので、まとめて休場と表現しています。

○委員長（九戸眞樹委員） ほかにご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第15号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第15号は可決されました。

・議案第16号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第16号弘前市立公民館管理運営規則及び弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（戸沢春次） 議案第16号について説明します。提案理由は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するため所要の改正をしようとするものです。

（以下、参考資料及び新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第16号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第16号は可決されました。

・議案第17号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第17号弘前市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○博物館長（佐々木健一） 議案第17号について説明します。提案理由は、前議案の提案理由に加え市立博物館条例の一部改正に伴い、関係規定を整理するため所要の改正をしようとするものです。

（以下、新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第17号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議がないものと認めます。よって、第17号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第6回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時2分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 々 木 健